

\\ 人を大切にする //

# 働き方改革

## に取り組む

### 中小企業・小規模事業の事業主を 専門家が無料でサポート!

契約社員に賞与は必要?

パート社員に通勤費は支払うの?

定年再雇用者は時給でも大丈夫?

アルバイトにも年休をあげるの?

派遣社員にも休業手当を支払うの?

非正規社員にも慶弔休暇は必要?

## 2020年度 厚生労働省 沖縄労働局委託事業

2019年に引き続き  
社会保険労務士等の専門家が、  
事業主のご相談に

# 無料で 応じます。

セミナー・  
相談会の開催

身近な場所での  
セミナーや  
出張相談会への参加

出張相談

ご希望に応じて、  
労務管理や企業経営等の  
専門家が企業への  
個別訪問により  
コンサルティングを実施

電話相談  
メール相談・来所相談

電話・メール・来所  
による相談センター  
における対面相談支援

確かな実績  
沖縄県社会保険労務士会

## 正規・非正規間の不合理な待遇差解消

施行日:2020年4月1日(中小企業:2021年4月1日)

お問合せ・ご相談は、電話・メール・来所等のいずれでも可能です。

# 沖縄働き方改革推進支援センター

〒900-0016 沖縄県那覇市前島2丁目12-12 セントラルコーポ兼陽205

フリー  
ダイヤル

0120-420-780  
0120-420-781

FAX : 098-963-5018  
メール : soudan@sr-okinawa.or.jp  
時間 : 9:00-17:00(土・日・祝日を除く)  
ホームページ : <https://www.okinawa-hatarakikata.jp>

